

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取いのちの電話
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月7日(木)
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・法人運営面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、書面で確認できなかった。</p> <p>については、評議員及び役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第40条第1項、 審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>現在徴取している履歴書等の様式を見直し、評議員及び役員の選任の要件に該当するかどうか確認できる様式で再度提出してもらう。</p>
2	<p>令和3年5月19日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を令和3年6月15日開催の評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第43条第3項により準用される 一般法人法第72条第1項)</p>	<p>監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残す。</p>
3	<p>理事長及び業務執行理事は、4か月に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことになっているが、令和2年度は1回しか報告していなかった。また、議事録には職務の執行状況を報告していることが明確に記載されていなかった。</p> <p>については、理事長及び業務執行理事は、4か</p>	<p>令和3年度は書面、対面での理事会を各1回行ったが、書面では業務執行理事等の報告は文書で報告をしていたが対面での報告ではないため報告をしたことにはならなかったことから、毎会計年度に4か月を超え</p>

	<p>月に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、報告したことがわかるよう議事録に記載すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>る間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に対面で報告することとする。 理事長及び業務執行理事は、職務の執行状況を報告する際は明確に報告していることがわかるよう議事録に記載する。</p>
--	--	--